仕　　様　　書

１　件名
公用自動車リース契約（令和８年度その１）

２　リース期間
別紙１「リース車両納入先内訳表」（以下「別紙１」という。）に記載のとおり

３　リース車両
(1) 車両数　　２３台
(2) 内　訳　　別紙１のとおり

４　車両の仕様（全車共通）
(1) 新規製造車両であること。
(2) 国土交通省が認定する低排出ガス車であること。
(3) 総排気量等：６５０ｃｃ以上、６６０ｃｃ以下
長さ３．４ｍ以下、幅１．４８ｍ以下、高さ２．０ｍ以下
(4) キー：３本を要す
※うち２本は賃借人が保管する。この２本については、キーホルダー等により車両所有の会社名を表示のこと。なお、残りの１本は原則として賃貸人が保管することとするが、賃貸人での保管が困難な場合は応相談とする。
また、キーの形式番号を記録し、書面で庁舎管理課に提出すること。
(5) 自動車の種別用途等、車体の形状、各種仕様等：別紙１に記載のとおり
(6) 装　　備：車種別共通仕様書及び特記仕様書のとおり。
(7) 塗　装　等：
①ボディカラー：別紙１のとおり
②ネーム入れ　：別紙１のとおり
別紙１の「ネーム入れ」欄に「岡山市」と記載する車両については、車体左右後部の２カ所にステッカーシールによりネーム入れを行うこと。また、ネームは別紙１の記載内容と同じとすること。
なお、文字の具体的仕様は次のとおりとする。
○文　字　色：黒
○字　　体：丸ゴシック
○文字サイズ：８㎝×８㎝程度（１文字）
○文　字　間：１文字分程度
○文 字 方 向：左書き
○貼 付 位 置：別途指示
③ステッカーの貼付
車両右側面後部ガラスに、車両毎に指定する色の円形ステッカーを貼付すること。このステッカーについては、庁舎管理課から支給する。
(8) 車両の納入及び引取

①納入日時：別紙１に記載のリース開始日午後５時１５分まで
②納入先等：別紙１に記載のとおり
③納入条件：燃料を２０リットル補給しておくこと。
ただし、納車時における減量は考慮しない。
④引　　取：リース期間満了後の引取元等は上記②の納入先等に同じ
※ただし、引取元等については、契約期間中の使用担当部署の変更等に合わせ対応すること。
⑤そ の 他：リース開始日以前に納入することも可能。納入部署の担当者と協議の上、納入日時を決定すること。

(9)自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中「使用者氏名又は名称」「使用者住所」「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。

〇使用者氏名又は名称：岡山市
〇使用者住所：岡山市北区大供一丁目１番１号
〇使用の本拠の位置：別紙１のとおり

また、記載事項の変更が必要なものについては、車両関連法規に違背することのないよう、納車時までに手続を行うこと。

５　リースの方法

上記３の車両を７に掲げるメンテナンス付きでリースする。

６　月間予想走行距離（１台当たり）

約７００㎞

７　メンテナンス内容

(1) 定期点検(新車１ヶ月点検及び６か月毎)
(2) 法定点検
(3) 車検整備
(4) 故障修理（架装部分を含む。）
(5) タイヤ、バッテリー交換（必要に応じて。パンク修理含む。）
(6) オイル交換（自動車メーカー交換基準による。）
(7) 消耗品交換及び補充
(8) その他安全走行に必要な点検・修理

８　リース料の積算について

落札決定後、日付及び社名印を記入の上「月額リース料及び残価内訳表」（別紙２）及び「リース車両価格内訳表」（別紙３）を提出すること。

９　リース料の支払方法

毎月払い（履行後翌月払い）

10　リース料に含まれるもの

(1) 車両登録費用
(2) 軽自動車税（環境性能割）
(3) 軽自動車税（種別割）
(4) 自動車重量税
(5) 自動車損害賠償責任保険料
(6) ７に定めるメンテナンスに要する費用
(7) 登録抹消に要する費用
(8) 車体表示抹消費用
(9)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法)に定める費用

11　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１００分の１０以上の額

12　その他

(1) 納車時における車両の仕様確認について、別途岡山市が示す方法により行うこと。
(2) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管すること。
(3) 車体内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれぞれの連絡先を表示すること（キーとは別途とする）。
(4) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
(5) 別紙１により冬タイヤ付きの車両を納入する際は、冬タイヤ用として別途ホイールに組み込んだものを用意すること。
(6) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。
(7) 故障時、車両の使用に支障が生じるような場合は、開庁日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第 44 号）に規定する休日を除く日）については、万全な体制で迅速に対応すること。
(8) 車種、登録番号、リース期間、走行距離、点検整備内容、修繕等の車両に関するデータベースを作成し、その情報を本市の必要に応じて提供すること。
(9) 点検・整備を行う場合は、事前に点検・整備計画書を作成し提出すること。
(10)リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。引き取りの具体的日時及び方法については、使用担当部署と協議の上決定すること。
(11)リース期間満了後の車両は、速やかに車体表示を抹消すること。また、仕様書により貼付したその他のステッカーについても、すみやかに剥離すること。
(12)本市の車両運行管理業務全般に関し、助言、情報提供等を行うこと。
(13)本仕様書その他設計図書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。
(14)本件は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。
(15)**契約締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る本市の歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、岡山市はこの契約を解除することができる。**

13　担当課及び問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市総務局総務部庁舎管理課　TEL（０８６）８０３－１１５２

軽自動車貨物（キャブオーバ（トラック））装備共通仕様書

車高１，７４０ｍｍ以上（参考車名：ハイゼットトラック）

下記の装備を備えていること。

①エアバッグ（運転席・助手席）
②アンチロックブレーキングシステム
③エアコン
④パワーステアリング
⑤ＡＭ／ＦＭラジオ
⑥時計
⑦サンバイザー（運転席・助手席）
⑧ドアバイザー（フロント）
⑨フロアマット（キャビン内全部）
⑩アシストグリップ（助手席）
⑪キー抜き忘れ警告ブザー
⑫ライト消し忘れ警告ブザー
⑬ツール（工具）セット
⑭乗降グリップ（運転席・助手席）
⑮荷台ゴムマット（５mm）
⑯パーキングセンサー等の後退時車両直後確認装置